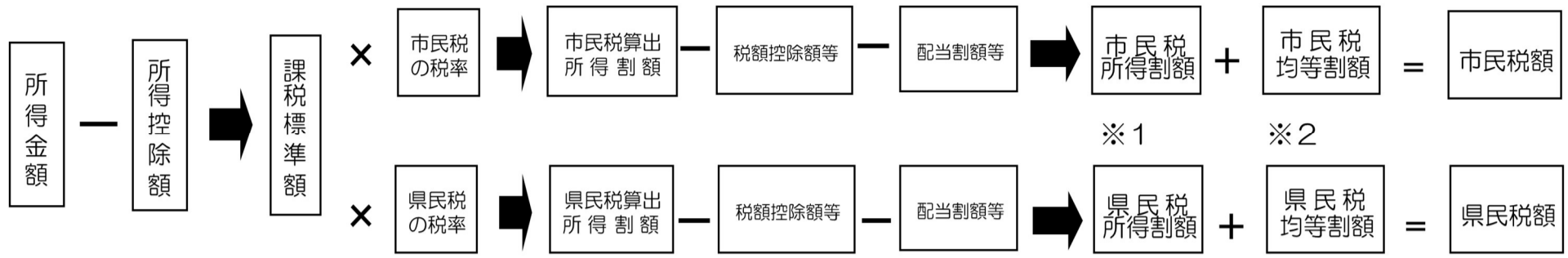


令和6年度課税計算説明

《市民税・県民税の計算方法》



上記により計算された市民税額・県民税額に森林環境税額を加えたものが年税額です。

- ※1 総所得金額等^{※3}が「35万円×(1+扶養親族数)+42万円」で求められる金額(扶養親族がない場合は45万円)以下の場合には非課税。
- ※2 合計所得金額^{※4}が「32万円×(1+扶養親族数)+28.9万円」で求められる金額(扶養親族がない場合は42万円)以下の場合には非課税。
- ※3 総所得金額等とは、特別控除適用前、繰越控除適用後の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額です。
- ※4 合計所得金額とは、特別控除適用前、繰越控除適用前の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額です。

○税率 所得割額

区分		市民税	県民税	
総所得		6.0%	4.0%	
分離譲渡所得	短期	一般分	5.4%	
		国等への譲渡分(軽減分)	3.0%	
	長期	一般分	3.0%	
		優良住宅地等分(特定分)	2,000万円以下の部分	2.4%
			2,000万円超の部分	3.0%
		居住用財産分(軽減分)	6,000万円以下の部分	2.4%
			6,000万円超の部分	3.0%
		株式等の譲渡		3.0%
申告分離課税を選択した場合の配当所得		3.0%		
先物取引に係る雑所得等		3.0%		

○均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,500円

○森林環境税

年額 1,000円

合計所得金額が「31.5万円×(1+扶養親族数)+28.9万円」で求められる金額(扶養親族がない場合は41.5万円)以下の場合には非課税。

○所得控除額 ※年齢等については、令和5年12月31日の現況にて判定します。

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか多い方の金額	障害者控除	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 ※同居特別障害者の場合、上記の金額に230,000円加算
医療費控除	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用(セルフメディケーション)を選択する場合は、(特定一般用医薬品等購入費-1万2千円)(限度額8万8千円)	寡婦・ひとり親 勤労学生 控除	本人 寡婦・勤労学生 260,000円 ひとり親 300,000円
社会保険料控除	支払金額	配偶者控除	本人の合計所得金額により 一般 最高330,000円 老人(70歳以上) 最高380,000円
小規模企業共済等掛金控除		配偶者特別控除	本人及び配偶者の合計所得金額により最高330,000円まで
生命保険料控除	①旧一般生命保険料(最高35,000円) ③新一般生命保険料(最高28,000円) ②旧個人年金保険料(最高35,000円) ④新個人年金保険料(最高28,000円) ⑤介護医療保険料(最高28,000円) ※()内の数字は控除限度額。ただし、複数ある場合は70,000円が限度額になります。	扶養控除 (1人につき)	一般(16歳以上で特定、老人に該当しない年齢) 330,000円 特定(19歳以上23歳未満) 450,000円 老人(70歳以上) 380,000円 同居老親等(納税義務者又はその配偶者の直系尊属の老人で、そのいずれかと同居の場合) 450,000円
地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 ②旧長期損害保険料 最高10,000円 ※両方ある場合①+② 最高25,000円		
基礎控除	合計所得金額により最高430,000円まで		

○定額減税について

・対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の市民税・県民税所得割の納税義務者

・減税額

本人、控除対象配偶者^{※5}を含む扶養親族1人につき、1万円

- ◎ 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。
- ◎ 同一生計配偶者^{※6}及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ◎ 控除対象配偶者^{※5}以外の同一生計配偶者^{※6}の人がいる場合は、令和7年度分の市民税・県民税所得割から1万円の定額減税が行われます。
- ◎ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が適用された後の所得割額から減税されます。
- ◎ 定額減税で控除した額は「減税控除済額」または「定額減税額」、控除しきれない額は「控除外額」として記載しています。

※5 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者^{※6}のうち、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者をいいます。

※6 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下となる場合の配偶者をいいます。